広報 にのみや

第223号　発行日 7月10日

編集　二宮町広報編集委員会
発行　二宮町企画課　二宮961番地　電話71－3311

町民憲章

1. 教養を高め、文化のかおる豊かな二宮町をつくりましょう。

山西方面にプールを

来年7月オープンめざして

町内にはいくつかの体育施設がありますが、町総合計画では一色か中里地区へ総合グラウンドを、また山西地区へプールを設置すべく計画されています。

そこで、今年度から来年度にかけて山西地区へ仮称「山西プール」を設置するため、獅子岩線沿いに用地を求めるべく交渉を重ね、五〇㍍の公認プールを来年七月にオープンをめざしています。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

現在の体育施設

町の体育施設の設置で配慮しなければならない点の一つとして地域別配置があります。すでに設置されている施設は二宮地区に武道館、テニスコート（二面）、袖ケ浦プール、百合が丘地区に百合が丘テニスコート（二面）百合が丘プールがあり山西、中里、一色地区には既設のものはありません。

町総合計画では総合グラウンドを一色か中里地区へ、もう一つのプールを小中学校の配置を考慮して山西地区へと計画されています。

昨年度二宮西中学校が開校し、学校施設の整備も一応完了しました。

しかし最近では学校教育の中でプールの必要性が重要視され、総合計画を一年繰上げる必要があります。そこで本年度から山西方面にプールの建設を進める予定です。

なお、学校プールを建設しない基本的な理由として、町ではつぎの三点を考えています。

① 小中学校の校地が狭小である。

② 学校管理者に負担がかかり過ぎる。

③ 町域が狭い上学校間の距離が短いので中間にプールを設置することにより二校分のプール設置の解消が図られる。

しかし将来を考えた場合に、小学校又は中学校のどちらかに設置する必要性が出てくると考えられます。そこで体育関係者の意見を聞き、心から社会体育施設と学校プールとの併用を考えてきました。

今、町が作ろうとしている仮称「山西プール」は、従来設置されている二十五㍍プールの二倍にあたる五〇㍍プールです。既設のプールでは、学校の児童、生徒が使用している際には一般の方の入場を禁止し、二十五㍍二つのプールは最盛期には一度に二〇〇人～三〇〇人が入泳し、水泳にならない場面が見受けられます。また何か所かの用地を確保し、維持管理していく難しさがあります。これらの問題点を解消するために五〇㍍プールが必要となります。

なお、最近では、地震対策等非常時の飲料水の確保が重要視されていますが、プールの水は万一の時、貴重な飲料水となることも見逃せません。

設置の主な目的

スポーツにはいろいろな種目がありますが筋力や持久力を増強する種目は少なく、ほとんどは持久力と脚力の増強には適しますが腹、腕、肩を強化するには不十分です。

そこでいろいろな運動をすることが大切になってきます。水泳といってもダイビング、潜水を含む水泳は体力をつけるために最も適したものです。強度に水泳を行うことによって、筋力、持久力が増強します。

また長く泳ぐことによって呼吸循環機能の発達に極めて有効で、医療的効果としてリハビリテーションとしても利用されています。水泳機能を身につけることは、水に対して自分の身の安全を守ることは言うまでもなく、泳ぎができても溺れることがあるため、呼吸循環機能の強化を図ることも必要です。

以上を考慮しながらつぎの事項との調和を図ることが必要です。

① スポーツを通じて世代間の断絶を解消し、よりよい人間形成を育成する。

② スポーツを通じ町民の体力づくりを推進し、心身共に優れた町民の育成を期する。

③ スポーツの場を通じ新旧住民の交流をさらに深くし、密接な人間関係を育成し、地域住民の連帯を図る。

④ 学校教育でのプール使用中の児童、生徒と地域住民との触れ合いを図る。

⑤ 水泳クラブを中心として選手の育成と資質の向上を図り、優れた選手の出現を目さす。

⑥ 水泳教室等を開催し、広く町民の間に水泳を普及させ、「長寿の里」にふさわしい強健な町民の育成を図る。

望まれる場所

全町域に均衡のとれた公共施設の配置が必要であり、地域住民の公共施設利用者の流動も駅中心ばかりでなく、東西、南北へと流れを変えた施設設置も必要です。そこで、仮称山西プールの計画、建設推進には、つぎのような検討がなされました。

① 梅沢、越地、茶屋、川匂より安易に行ける地域として釜野地区が適地である。

② 道路が整備され、水道本管が埋設されている獅子岩線に接した所に設ける。

③ 公共用地取得の見地から市街化調整区域に定めざるを得ない。

④ 設置条件で第一に考えられる事項として地盤問題が揚げられるが、獅子岩線に沿った所の地盤は岩盤で良好と思われる。

工事期間と工事費

① 昭和五十六年度～昭和五十七年度、二ケ年継続事業

② 総工費　二億六〇〇〇万円

③ 昭和五十七年七月一日（オープン予定）

規模

① 五〇㍍　八コース（公認プール）

みなさんの協力を

以上のようなプールを作るに当り約四二〇〇平方㍍の土地を譲っていただかなくてはならず、現在その交渉をしています。地主のみなさんにとっては大切なものですが、社会体育、学校教育、地域住民の非常時対策などの面からご理解をいただき、ご協力くださいますよう紙面をもってお願いします。

県下の交通事故死

半年間で一七七人

大磯でも五月に五人死亡

県下の死亡交通事故は、昭和四十五年を頂点に年々減少していましたが、今年に入ってから急激に増加し六月十日までに一七七人が死亡しています。これは、昨年の同期にくらべ、三四人も増えています。

また、この死亡事故は西湘、湘南地区で多発し、大磯町でも五月中に西湘バイパスの大磯漁港付近で二件発生し、五人が死亡しています。

最近の事故の特徴は、若手ドライバー（二十五歳未満）によるスピードの出し過ぎ、飲酒運転、居眠り運転、信号無視、脇見運転等によるものが約四割を占め、道路交通法の無視、交通モラルの低下が叫ばれています。

そこで、警察では「交通非常事態」と受け止め、事故の防止対策を強力に実施しています。

これから真夏に向い、海や山へのレジャー交通が増加し、交通環境の悪化が予想されます。

みなさんも一人一人が注意し、交通事故から我が身を守りましょう

ドライバーの皆さんへ

つぎの安全運転五則を必ず守るようにしてください。

① 安全速度を守る

② カーブの手前でスピードを落す

③ 交差点では必ず安全を確かめる

④ 一時停止で横断歩行者の安全を確保する

⑤ 飲酒運転は絶対しない

そのほか、事故発生の原因となることで見逃せないのが過労運転です。疲れたと思ったら十分休養をとってから運転しましょう。

また、シートベルトはあなたの命綱です。ふだんから必ず締めるよう習慣づけましょう。

ちょっとした気のゆるみが！

お母さん方へ

夏休みになると、子供の行動半径が大きくひろがります。子供の行動に関心を持ち、交通事故防止に十分注意を払いましょう。

① 危険な場所で遊んでいる時は一言注意してあげよう

② 〝交通安全は家庭から〟お母さんが主役となり、子供に飛び出しなど交通事故のこわさを教えよう

③ 中・高校生の子供を持つ家庭では、バイク等の無免許運転や暴走行為をしないよう家族で話し合おう

地域・職域の皆さんへ

最近の暴走族は、法を無視して暴走行為を繰り返し、取締中の警察官に突っ込むなど、悪化の一途をたどっています。

私達の平穏な生活を守るため、つぎのことに心掛けてください。

○ 職場では、使用者、上司、同僚が協力して暴走族加入者を出さないように注意しましょう

○ 私達みんなで、暴走運転を「しない」「させない」「ゆるさない」の三ない運動を盛り上げましょう。

7/21～8/20 夏の交通事故防止運動

毎年夏になると多発する傾向にある交通事故を防止すると同時に、悪質凶暴化している暴走族の追放のため、町民総ぐるみで夏の交通事故防止運動を展開します。

運動は七月二十一日から八月二十日までの一か月間、町交通安全対策協議会の主唱で行われます。

重点項目は、

① 夏休み中の子供の交通事故防止

② 過労、無謀運転の防止とシートベルト着用の促進

③ 「安全運転五則」の周知徹底

④ 暴走族の追放

の四点を掲げています。

具体的な内容は、警察が行う交通事故の防止対策（前掲載）とほぼ同様です。

楽しい夏休みを無事に過ごすために、ドライバーはもちろんのこと、家族一人一人が交通事故の加害者や被害者にならないよう注意をしましょう。

町議会六月定例会終る

六月八日から十八日まで、町議会第二回定例会が開催されました。

今回は、町長が提出した一二件の議案と二件の報告、陳情・請願が六件あり、白熱した論議が繰り広げられました。

審議された主な内容はつぎのとおりです。

人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

西山ウメさん（山西三六〇番地）の推薦に同意。

専決処分の承認を求めることについて

町税条例の改正を承認。

二宮町税条例の一部改正

町民税の法人税割を一〇〇分の一二・一から一〇〇分の一二・三に改正。

二宮町公会堂条例の一部改正

中里西公会堂を加える。

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部改正

公務中のけが等に対して支給される補償の引き上げなど。

昭和五十六年度一般会計の補正

歳入、歳出をそれぞれ八五五三万三〇〇〇円追加。

そのほか、小田原市が奥ケ入地区に建設計画をしている廃棄物最終処分地に関しての陳情（別項を参照）など、陳情五件、請願一件がありました。

奥ケ入廃棄物最終処分地建設計画

町議会が反対を決議

6/25 小田原市長などに手渡す

かねて百合が丘自治会から出されていた「小田原市奥ケ入廃棄物最終処分地」建設計画に反対する陳情は、町議会で了承され、建設反対の決議文を可決、六月二十五日小田原市長と市議会議長に手渡されました。

また、町も住民の意志を尊重する立場から善処するよう申し入れをしました。

小田原市が同市奥ケ入地区に建設計画を持っている廃棄物最終処分地については、百合が丘地区の住民をはじめ、各方面から反対運動などが起っています。特に、百合が丘は自治会ぐるみで反対運動を起こし、町と町議会に三五一五人の署名を添えて建設反対の陳情をしていました。

町議会では六月八日に設置した「小田原市廃棄物最終処分地対策特別委員会」（鈴木平八郎委員長）で審議を重ね、同十八日の本会議で了承されました。同時に「小田原市橋（奥ケ入）廃棄物最終処分地建設反対の決議」と題する決議文を原案のとおり可決しました。この決議文は二十五日、町の議長、副議長、小田原市廃棄物最終処分地対策特別委員会委員長、同副委員長が小田原市長と同市市議会議長にそれぞれ手渡し、建設反対を申し入れたものです。

一方、町としても環境の整備、浄化の面や住民の意志を充分尊重しなければならない立場にあるため、町議会と同じ二十五日、町長が小田原市長を訪れ、格別の尽力で善処するよう強く申し入れました。

水の事故、盗難を防ごう

今年もいよいよ楽しい海水浴のシーズンを迎えますが、毎年毎年水による悲惨な事故が後をたちません。

楽しいはずの海水浴で事故にあったり、盗難にあうことがないよう互いに注意しましょう。

◎泳ぐ時の注意

① 酒を飲んだ後は泳がない

② 小さな子供をひとりで泳がせない

③ 泳ぎに自信のない人は深い所では泳がない

④ 遊泳禁止、遊泳注意などの警報に注意する

◎盗難にご注意

① 脱いだ服やサイフなどは砂浜に置かない

② 自動車は必ず駐車場などに置き、窓を完全に閉め、カギをかける

③ 車内にバッグやカメラなどの貴重品を置かない

なお、袖が浦海水浴場には駐車場がなく、周辺の道路も駐車禁止となっていますので、車でのお出かけはご遠慮ください。

みんなで心掛けよう
ゴミの分別とひとしぼり

去る六月六日、新しいじん芥焼却場の竣工式が行われ、ゴミの処理もより効率的に、そして公害の発生を抑えてできるようになりました。

しかし、焼却施設がどんなによくなっても、多くの水分が含まれていたり、空カンなどの金属やビンなどのガラス類が混入していると全体的に燃えにくくなります。そして作業効率が落ち、反面では灯油など補助燃料の使用量が増えてしまいます。

そこで、町では以前からみなさんに「分別収集」と「ゴミの水分のひとしぼり」をお願いしてきました。

分別収集

すでにご承知のことと思いますが町ではゴミを一般ゴミ、金属類、ビン・ガラス類、粗大ゴミに分類し、定期的に収集をしています。

みなさんの家庭にも分類と収集予定を兼ねた「じん芥収集表」をお届けしてありますが、この表によってゴミを分けて、きめられた日時、場所に出すようにしてください。

ひとしぼり運動

町内で一日に出る一般ゴミの量は約二三㌧です。これを町民一人当りにすると約八五〇㌘になります。

これだけのゴミに含まれている水分は65・4％（全国平均56％）で約一五㌧になります。ドラム缶七・五本分もの水分が毎日ゴミの中に含まれていることになります。

そして、ゴミに含まれている水分一㌧を蒸発させるために必要な重油は、一般的に七三㍑と言われ、ドラム缶七・五本分の水分を完全に蒸発させるためには約一〇九五㍑を毎日使わなくてはならない計算になります。しかし、ゴミが燃えて出る熱もありますので、これだけの量をすべて使うことはありませんが、水分が多ければ多いほどたくさん使うことは明らかです。

そこで、みなさんがゴミを出す前に、ちょっと「ひとしぼり」していただくことで多量のエネルギーの節約が図れます。

なお、五月十九日、二十日の両日町内一二か所に出されているゴミを分析した結果、ゴミの中に含まれている水分が全国平均の56％を下廻った地区は上町一・二・三、中町を範囲とする地区と百合が丘二丁目地区だけで、他の一〇地区はいずれも全国平均をオーバーしていました。（表参照。なお、この分析は初めてのことで、一年を通じてこのような結果が出るかどうかは今後の調査課題として残されています）

せぜい、ゴミを出す前に各家庭で水分を切って出していただくようお願いします。

ごみ三成分分析結果

実施日	天候	地区	水分(%)	灰分(%)	可燃分(%)
5.20	曇	百合が丘3丁目 事業団 県営・公社・分譲	65.4	4.5	30.1
5.20	曇	妙見・富士見が丘1丁目 2丁目、3丁目	61.3	3.4	35.3
5.20	曇	谷戸・南新道・上町4（北新道の一部も含む）	62.9	3.4	33.7
5.20	曇	上町1、2、3・中町	55.3	9.5	35.2
5.20	曇	梅沢・越地・茶屋の国道より南側・通川匂	74.2	2.5	23.3
5.19	曇	一色	71.8	4.1	24.1
5.19	曇	百合が丘2丁目 公社・分譲	55.4	3.3	41.3
5.19	曇	百合が丘1丁目 公社・北新道・中里	70.6	2.9	26.5
5.19	曇	釜野・入川匂と越地梅沢の国鉄線の北側	60.3	4.8	34.9
5.19	曇	梅沢・越地・茶屋の国道より北側	63.7	3.8	32.5
5.19	曇	下町4・原田（妙見・峰岸山の一部も含む）	68.2	3 7	28.1
5.19	曇	下町1、2、3	75.7	2.4	21.9
平均			65.4	4.0	30.6

大きな音には気をつけよう！

あつい日がつづき夜おそくまで窓をあけている家庭が目につきます。

また、夏は近所のピアノやステレオ等の音がとくにうるさく聞こえる季節でもあります。

これは、温度、湿度の上昇が人体に感覚的な害を与えるとともに音の伝播が大きくなるためです。

ピアノを弾く人やステレオを聞く人には最高の気分でも、近所の人には大変な雑音となってしまうことになります。

弾く人や聞く人は窓を少しでもしめるかあるいはボリュームを下げるかして近所にめいわくをかけないよう心がけ、明るい地域社会をつくりましょう。

花火は正しく使って楽しく遊ぼう！

これからの季節は花火で遊ぶことが多く、夜のひとときは、なかなか楽しいものです。

しかし、楽しいはずの花火から、毎年多くの火災ややけどなどのけがが発生しています。

花火は正しく使って楽しく遊びましょう。その時に、つぎの九項目を必ず守ってください。

① 花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守る。
② 花火は人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所ではしない。
③ 風の強い時はしない。
④ おとなと一緒にする。
⑤ 近くに必ず水を用意する。
⑥ 吹出し、打上げなど筒物花火は途中で火が消えても筒の中をのぞかない。
⑦ ポケットに入れない。
⑧ たくさんの花火に一度に火をつけることはやめ、一本づつ遊ぶ。
⑨ ほぐして火薬を取り出すことは危険です。絶対にやめよう。

食中毒には十分注意を

梅雨期から夏にかけ、食中毒が多発します。

つぎのようなことに注意して健康で夏を過ごしましょう。

①台所の整理・整とんと清潔保持。
②ネズミ、ハエ、ゴキブリなどの徹底的な駆除。
③皮膚、粘膜に化膿巣のある者が料理しない。
④つば、たん、鼻汁、鼻くそなどを食器や食品につけない。
⑤完全な手洗いの励行。
⑥調理器具の十分な洗浄。
⑦作ってから長時間経過したものは惜しまず捨てる。
⑧摂氏一〇度以下（できれば五度以下）に冷蔵。
⑨冷蔵庫から出したものはすぐ食べるか調理する。
⑩なるべく火を通す。しかし、煮直しは過信しないこと。
⑪折詰は調整に気をつけ、冷やしたものを詰める。詰め合せの食品には十分注意する。
⑫下痢をしたら料理はしない。

夏バテ防止は休養・睡眠・食事

「よく食べ、よく休養し、よく眠る」これが夏バテ防止の三原則です。これさえ守っていれば絶対夏バテにならないと言われているが、暴飲暴食は逆に夏バテの源とされています。

「夏は一度下痢をしたらそれだけで夏バテを起こし、その夏は夏バテから回復できない」と言われています。下痢の原因には、先の暴飲暴食をはじめ、食中毒、寝冷え、冷房病などがあります。幸いと言ってはおかしいが、第二の石油危機は夏バテの原因の一つである冷房病から多少なりとも救ったことになります。また「省エネルック」は体感温度が二～三度涼しく感じられるため、冷房温度をその分だけ上げることができるので、これも夏バテ防止に役立ちます。

少量でも栄養価の高いものを、できるだけ熱いうちに食べる。また、規則正しい生活で休養と睡眠は十分とることが原則です。

これらのことを守り、健康で楽しい夏を過ごしてください。

非行化防止
夏休みを有意義におとなが温かく見守ろう

夏休み中の青少年を健全に育成して、非行化防止を図ることは、すべての者が願っているところです。

また、この期間は家庭教育が中心となり、家族や環境が子供に大きな影響を与えます。

例年、夏休み期間中の生活状態が悪く、秋ごろから非行へ走るようなケースが多くなっています。

そこで、青少年に自主性をもたせ計画的な生活をさせながら、親の責任でよりよい人間形成をしなければなりません。さらに、青少年の社会参加として、夏休みでなければできない地域活動、集団活動に参加をすすめ、いろいろな体験を通して有意義な時間を過ごすようにさせたいものです。

少年指導委員、体育指導委員、子ども会育成会、教育委員、青少年相談員などと連携し、パトロールをします。

このパトロールは夏休み中町内全域を巡回し、小・中・高校生を対象に、どこの家の子でも良いことは誉め、悪いことは正すよう指導するものです。そして、青少年の健全育成と、最近新聞紙上を賑わしている衝動事件などの防止啓もうをしようとしています。

みなさんにも深いご理解とご協力をいただき、身近な所でおとなの立場から子供達を注意したり、誉めたりしていただきたいものです。

夏休み中の行事

親と子の郷土学習
夏休み子ども巡回映画会
子供会水泳大会
子供会野外活動（キャンプ）
読書感想文の募集

それぞれの行事については、本紙お知らせ版や学校からの通知、その他の方法でくわしい内容をお知らせしますので、できるだけ参加するようにしましょう。

愛の一声を

町教育委員会では、各小・中・高等学校やPTA、社会教育委員、青少年指導委員、体育指導委員、子ども会育成会、教育委員、青少年相談員などと連携し、パトロールをします。

青少年を非行から守る全国強調月間

この月間は七月一日から三十一日までの一か月間、警察を中心に展開されます。

警察でも非行化防止のため、いろいろな対策を講ずるようですが、みなさんの家庭や地域でも青少年に十分目を配っていただきたいものです。また、子供の非行などで悩みがある時は早めに大磯警察署（電話72－〇〇一一）やユーステレホンコーナー（電話〇四五－641－〇〇四五）へご相談ください。

「老人生きがいクラブ」が昨年十一月に発足してから半年余。働く意欲のある健康な老人が、永い人生の間に修得した能力を生かし、生きがいとうるおいのある生活をめざしています。

現在、登録者は六四名、それぞれの能力に適した仕事をしています。そして、仕事の内容によって異りますが、清掃などの場合は一時間当り四〇〇円前後の賃金を得ています。

しかし、これからの高齢化社会に対応するためには、さらにクラブの充実と発展をさせなくてはなりません。そのために、より多くの登録者と多くの仕事を必要とします。

みなさんの家庭や職場で、老人にできそうな仕事がありましたら事務局までご連絡ください。また、働いてみたいと思われるお年寄りもぜひご一報ください。事務局の電話番号は71－〇六八一です。

なお、主な仕事はつぎのとおりです。

一般事務　宛名書き、筆耕、原紙書き、転記、書類整理

屋外軽作業　草刈、除草、清掃

屋内軽作業　袋詰、包装、ラベル貼り、新築住宅の清掃

屋外技能作業　植木・盆栽の手入れ

外交・調査　集金、配達、調査

個人サービス　家事手伝い、留守番、子守り、老人の介護、店番

和・洋裁、手芸　和・洋裁、手芸

教育指導　学習指導、校正と添削、翻訳

入川匂地区民生委員
松木清氏が逝去
後任に二見延之氏

五月十七日、入川匂地区の民生児童委員（福祉連絡委員）の松木清さんが逝去されました。享年七三歳。

故松木清さんは、十二年六ヵ月の長期間、住民のよき相談相手として住民福祉の向上に寄与されました。

生前、町福祉行政に尽力されたことを感謝するとともに、慎んでご冥い福をお祈りいたします。

また、故松木清さんの後任として山西二〇六四番地の二見延之さんが選ばれました。

故 松木清氏

二見さんは川匂神社宮司で、先に開かれた民生委員推せん会で全員一致で推せんされ、七月一日付で厚生大臣から民生委員として委嘱されました。なお、同時に神奈川県知事から民生・児童委員、町長から福祉連絡委員の委嘱もされました。

ガラスのうさぎ像
除幕式は八月五日

本紙六月号でもお知らせした通り「ガラスのうさぎ像」建設に当っては多くの方のご協力をいただき、現在、着々と除幕式の準備が進められています。

除幕式は、八月五日（水）、午前十時から駅南口駅前広場で行う予定です。

式には、「ガラスのうさぎ像を二宮駅に建てる会」の関係者をはじめ町、ガラスのうさぎの著者・高木敏子さん、像製作に当っている円鍔勝三氏、みなさんがご覧になった映画やテレビの関係者が列席する予定です。

また、付随行事として、町図書館協議会が募集したガラスのうさぎ読書感想文の表彰式を行います。このコンクールには小・中学生や一般から一二六編が寄せられ、七月十五日の審査会で入選作品の選考をしました。郵便局では臨時出張所を設け、記念のハガキを販売、特殊日付印（記念スタンプ）の押印を行います。二宮駅でも記念キップの販売を行うことになっています。NHKも、以前放送した銀河テレビ小説を一時間三〇分番組に再編集、七月二十六日（日）午後四時二十分から総合テレビで放送します。ぜひご覧ください。

なお、みなさんから寄せられた貴重な浄財は、六月三十日までに一三八一万七一〇五円にもなり、戦争の悲劇を伝へ、平和を願うみなさんの心の現れと関係者一同深く感謝しています。

粘土でつくられた「ガラスのうさぎ原型」

道路をまもる月間 8/1～8/31
広く美しく安全に
道路に物を置かないで

八月一日から一ヵ月間を全国いっせいに「道路をまもる月間」として道路環境の整備をし、広く、美しく安全に使用できるよう、みなさんとともに進める予定です。

特に、つぎの三点については、みなさんの積極的なご協力をお願いします。

〇私有地へ車を乗り入れる時は、歩道などの切り下げを

道路端にL型側溝や歩道があるため、路面と私有地の間に段差ができ自動車の出入りなどができなかったり、しにくい場合があります。

このような場合、鉄板や丸太などを置いている光景を多々見受けます。

これでは道路がかわいそう

しかし、雨が降ると路面の排水を妨げ、また、歩行中や自転車に乗っている時にじゃまなばかりでなく、けがや交通事故の原因にもなりかねません。

鉄板や丸太、コンクリートなどを置いているお宅では、早急に除去をお願いします。

なお、除去後は、自費工事申請書を町に提出していただき、町の許可を受けた上でL型側溝や歩道の切り下げなどの工事を実施してください

〇家庭雑排水を下水に流す時はますを設置して

各家庭の雑排水が直接下水等に流れ込むと、雑排水中に含まれている汚物が下水等に詰まり、腐敗して悪臭やハエ、カ等の発生源となり、衛生上好ましくありません。

このようなことのないよう、宅地内に「ます」を設け、汚物は各家庭で取り除くようにしてください。

〇建築資材等を道路に置かないで

建築用材料に使われる砂利、砂、ブロック等が道路上に置いてあるのを見かけますが、この一部が排水施設に落ち込み、排水機能をマヒさせます。また、道路や側溝上に商品や陳列台を置き、販売している商店もありますが、これらは道路の幅を狭くし、車や歩行者の通行を阻害するばかりでなく、事故の発生原因ともなりかねません。

道路を資材置場や商売の場としないようお願いします。

以上、特にみなさんの協力を得たい三点を掲げましたが、このほかにも道路を狭く、危険にしている要件はたくさんあります。みなさんのご理解とご協力で、道路を広く、美しく、安全に保ち、道路本来の機能を十分発揮できるようお願いします。

園芸
七月の家庭園芸

野菜

種まき・苗づくり

上―中旬にはニンジン、コールラビー（球茎キャベツ）、下旬にはキャベツ、ブロッコリー、カリフラワーなど秋野菜の種まきの適期です。ニンジンは畑やポリトロに直まきしますが、その他はみなキャベツの仲間で、苗を育て植えつけます。

苗づくりは、浅型の育苗箱に七―八㌢間隔に、板ぎれなどで深さ一㌢、幅二㌢ほどのすじをつけて種まきし、発芽したら混み合わないよう間引きし、本葉一枚のこし畑のベッドに二〇㌢間隔に移植します。

管理

味のよい秋ナスをねらうナスの切りもどし剪定は中―下旬に行います。茎葉が全体の三分の一ぐらいになるよう枝を切りもどし、病葉はとり除いて整理し株の回りには三〇㌢ほど離して完熟堆肥と油粕を輪状に溝をほって施します。ハダニ防除のためのエカチン一〇〇〇倍液（収穫間近かはさける）など散布します。二ヵ月あまりでよい果実がとれはじめます。

梅雨あけ後高温になるとたいへん乾きやすくなるので、鉢植え野菜には朝夕たっぷりかん水することが大切。畑のものには株の回りにワラや乾草などを敷き乾燥を防ぐようにします。

果樹

摘果

カキは上旬のうちに、一結果枝一～二果を残して摘果をします。各結果後の基部の果実はとり除き、二―三番果を残し、その先も除くようにします。ミカンは弱い枝についている果実と結果枝でないところについているものを摘果します。葉数二十枚に一果くらいの割合で残すのがめやすです。

ブドウの大粒種は、房をよくつくるため混んでいるところの果粒をはずします。一房三―四粒ぐらいをめやすにします。このつぶが終ったら病害虫を防ぐため袋かけをしておきます。

収穫

モモはよく着色し、熟したものから順次収穫します。

花・植木

管理

バラの咲き終った花ガラは、はやめに五枚葉（小葉が五枚ついた葉）を三枚残して切りとり、新しい芽を出させて高温期にも株を弱らせないようにします。

シンビジュウムやデンドロビウムなどの洋ランは、屋外に出し、梅雨あけの高温期にはシズや寒冷しゃなどで陽よけして夏を涼しく越させます。

花ショウブ、ジャーマンアイリスなどの株分けは花が咲き終ったころが適期です。

さし木

ツバキ、アオキ、ビラカンサ、クチナシ、ジンチョウゲなど常緑の観賞樹のさし木は梅雨あけの前の上旬までに行なうとよく活着します。（園芸試験場）

奥さん町の物価ご存じ？

生活物資価格調査表　（二宮町・6月）

番号	品目		量目規格	スーパー 最高	スーパー 普通	スーパー 最低	小売店 最高	小売店 普通	小売店 最低	平均
1	灯油		18ℓ配達料込み				1,600	1,550	1,483	1,538
2	洗剤	合成洗剤	2.65kg入り		909	890	929	905	877	903
		粉石けん	3.0kg入り	850	798		863	780	680	815
3	トイレットペーパー		65m 4ロール（1枚巻き）	198	167	125	218	175	137	170
4	砂糖		上白1kg	298	285	260	298	282	260	282
5	しょうゆ		1ℓパック入り	321	260	198	289	263	150	254
6	小麦粉		薄力粉1kg	196	187	177	197	189	180	186
7	サラダ油		700gパック入り	363	283	228	340	291		303
8	豚肉		肩ロース100g	193	177	155	190	179	157	174
9	鶏卵		M1パック10個入り	220	197	185	214	195		208
10	プロパンガス		10m³				4,800	4,529	3,778	4,469

"献血"でともせ愛の灯 いのちの灯

自分の健康管理も併せて

私達は、今健康でもいつどのような病気や事故に遭うかわかりません。そして、その病気やけがの状態によっては献血による血液が必要となってきます。

人間の生命が母体に宿ってからこの世に生まれ、一生を終るまで、一刻たりとも休みなく活動を続け、私達のいのちを保持してくれる血液は人間にとっては文字どおり"いのちの灯"です。

献血の不安は取り越し苦労

私達の体内には、ふつうの成人で体重の七～八%に相当する重さの血液が流れています。たとえば、体重が五〇キログラムの人には約四リットルの血液が流れています。そして、この一〇分の一・四〇〇ccは余裕の血液と言われています。

献血の場合、採血は二〇〇ccで全血液量の二〇分の一ですので、健康上なんら支障はありません。

また、体内では採血した二〇〇ccがもとの状態にもどるのに、量は二～三時間、赤血球は四週間と言われています。

なお、採血の前に、血圧や血液比重、血液型などを調べ、健康状態をチェックしますので安心してお出かけください。

献血できるのは

○ 満十六～六十四歳までの方
○ 体重が男・四五キログラム、女・四〇キログラム以上の方
○ 血液比重が一・〇五二以上の方（採血前に検査します）
○ 最高血圧が一〇〇ミリメートル（水銀圧）以上の方（採血前に検査します）
○ 現在または過去六か月以内に妊娠、出産、流産などをしていない方
○ 過去一か月間献血をしてない方
○ 循環系疾患、その他の疾患にかかってない方

血液検査のサービス

採血した一部を自動分析装置にかけ、六項目にわたる検査のサービスをしています。

①GPT ②GOT
③アルカリフォスターゼ
④総・白、アルブミン、A／G比
⑤尿素窒素 ⑥コレステロール

これらの六項目を検査することにより、心臓、肝臓、脾臓、腎臓その他多くの臓器が正常に働いているかどうかがおよそわかります。

もし、明らかに異常値と考えられる場合には、本人宛に封書で二週間以内にお知らせします。万一、通知が届くようなことがあったら、お近くの医療機関で診察を受けられ、病気の早期発見と予防、治療にお役立ててください。

献血のお知らせ

八月十三日（木）
十時～十二時、十三時～十五時二宮小学校校庭
八月二十三日（日）
十時～十二時、十三時～十五時百合が丘ストアーエポシ前

みなさんのご協力をお願いします。

公職選挙法の改正

金のかからない選挙をめざし

金のかからないきれいな選挙実現のため、公職選挙法が改正され、五月十八日から施行されました。

主な改正点はつぎのとおりです。

後援団体の政治活動のために使用する立札・看板の類の制限

① 後援団体が政治活動のために使用する事務所において掲示することができる立札・看板の類の数は従来一後援団体につき何枚となっていましたが、同じ候補者の後援団体のすべてを通じて何枚と、選挙の種類ごとに総量が制限されました。

② 立札・看板の類の掲示は、中央選挙管理委員会または所管の選挙管理委員会から新しい証票の交付を受けなければなりません。（町長、町議会議員ともに、候補者四枚、同一の候補者のすべての後援団体を通じて四枚）

政治活動のための事務所等を表示するポスター（ステッカー）の規制

① 候補者の氏名や氏名類推事項を記載し、または後援団体の名称を記載したポスター（ステッカー）で、候補者または後援団体の事務所、連絡所を表示し、または後援団体の構成員であることを表示するためのものは、掲示できません。

② すでに掲示されているこれらのポスター（ステッカー）は、撤去してください。

選挙期間中における政党、その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制

選挙期間中は、政党その他の政治活動を行う団体が、自動車を使用して行う機関紙の普及宣伝は、確認団体が使用できる一定台数の自動車を使用して行う場合のほかはできなくなったこと等の規制が加わりました

選挙事務所の移動の制限

選挙事務所は、当該選挙事務所ごとに、一日に一回を超えて移動することができなくなりました。

連座制の強化

従来、候補者と同居している父母配偶者、子、兄弟姉妹が候補者と意思を通じ、買収や利害誘導罪等の罪を犯し、禁固以上の刑に処せられた場合（刑の執行猶予の言渡しを受けた場合を除く）当該当選人の当選は無効でしたが、今回の改正により、一定の親族については、候補者と同居していない場合も連座制の対象となります。

その他

街頭演説等は、長時間同一場所にとどまってしないよう努めなければならない旨の規定が設けられたほか任意制ポスター掲示場の拡充、選挙人名簿登録の改善等の改正が行われました。

キス釣大会とクリーン作戦に二千五百人

六月二十一日の日曜日、袖が浦海岸で白ギス投釣大会と神奈川クリーン二宮作戦が同時に行われました。

白ギス投釣大会には町内の太公望三二六人が参加し、釣ったキスの重量を競いました。

今年は例年にくらべ釣れたキスは全体に少く、最高でも五匹・二二二グラムでした。

なお一位はつぎの方々でした。

（敬称略）

一般の部　佐野　政男
婦人・子供の部　成岡　信二
老人の部　丸山　善之
外道の部・一般　大塚　健郎
〃・婦人・子供　西山　元

また、神奈川クリーン二宮作戦には二二二五人が参加、二トントラック八台分のゴミを集めました。

この作戦は県下の海岸線でいっせいに行われたもので、きれいな海岸きれいな郷土づくりをしようと行われたものです。

また、今年は県知事も来町、清掃に参加しました。

農業委員

7月17日選挙

8時より公民館で

町農業委員会委員の一般選挙は七月十七日に行われます。

この選挙は、七月十九日で任期満了となるために行われるものです。

投票日　七月十七日（金）
投票所　二宮町公民館
投票時間　八時～十六時

現在の農業委員会は一四名で構成されていますが、内訳は、町議会選出三名、農協選出一名、選挙での選出一〇名となっています。今回の選挙は、このうち選挙で選出される一〇名を選ぶためのものです。

有権者は三月三十一日現在で三三六世帯、七六五名（男三九六名、女三六九名）です。被選挙権を得られる条件は、満二十歳以上で当町に住所を有し、一〇アール以上の農地を耕作（同居の親族、またはその配偶者、農業生産法人の組合員や社員を含む）し、おおむね年間六〇日以上耕作に従事していることなどです。これに該当するかどうかは農業委員会が毎年調査し、委員選挙人名簿は選挙管理委員会が調整しています。

なお、くわしいことは選挙管理委員会へおたずねください。

名所・旧跡めぐり

(19) 成就院（じょうじゅいん）

入川匂から釜野へ通じる鷲子岩切通しの手前を右に上ると成就院があります。

むかしは二ノ宮山神宮寺といって川匂神社の別当寺六院（成就院、金剛院、密厳院、西光寺、蓮華院、宝積院）の筆頭でした。

明治維新の神仏分離令によって分離され、現在では川匂神社との関係はなくなりました。

しかしそれ以前の神仏混淆の名残りを留めるかのように、川匂神社の神宅一見家の墓地がこの上にあります。但し、同家は神葬ですから戒名はありません。

そんなわけでここは同じ東寺派真言宗の密厳院持となっています。本尊は十一面観世音菩薩で、相模三十三番札所の第二番となっています。お開帳は十二年目毎にめぐって来る丑年で、その年の四月中旬頃は善男善女の参拝で賑うということです。

すっとむかしは堂もいたようですが、明治の中頃からは無住の草堂で、ふだんは二見さんほか十軒ほどの檀家の人々が、春秋のお彼岸と四月八日のお釈迦様の誕生日に集って、お堂の掃除をして念仏回向をしていました。

また、近くに寺領として少しの田畑もありましたが、戦後の農地解放で人手に渡り、寺としての経営も苦しくなりました。

たまたま当時は住宅難の時代で、留守居を兼ねて堂守として希望者に貸してから、建て増しをしたり屋根も葺きかえて、今の山村さんは四代目の堂守ということです。

神宮寺六院のうち四院は二宮町内にあり紹介済みですが、五番目の蓮華院は国府新宿と二宮の境、変電所の奥にあり第五番目の札所です。

六番目の宝積院は上平塚一一六番地、南原、市民病院の南方にあり第二十一番の札所です。

なお、相模三十三番札所巡りについては第一番の等覚院に格好のガイドブックがあります。

十一面観世音菩薩

住民の声

早く新県道開通を

一色一、二五八番地　関口　クニ（55歳）

先般東名高速路「秦野、中井インターチェンジ」が開通し県道を通る車が急に増えたように感じます。

県道は二宮方面から釜木ガソリンスタンド前までは道幅が広く、あまり問題はないと思われますが、一色地区内は非常に狭く、大型車両が通るとすれ違うのも大変な状況です。

現在、新県道を作るべく工事が途中まで行われていましたが、ここしばらく中断されています。

県が行う仕事と思いますが、一日も早く工事を完了し、自動車、歩行者ともに安全に、スムーズに通行できるよう、町も県に強く要望していただきたいと心から願っております。

「総合グラウンド」を早急に

二宮一、三一八番地　神保　昇平（46歳）

西中学校の開校、南口広場の整備、新焼却場の建設……と各施設は整備されてきており、まことにうれしいことですが、子をもつ親として、子ども達が安心して運動のできる場を希望しています。

町内には児童遊園地、子どもの広場等がありますが、これらは百合が丘、富士見が丘に集中しており、また運動のできる機能をもったものではありません。

そこで、子どもからお年寄りまでの各年齢層の方々が利用できる「総合グラウンド」を一日でもはやく整備していただき、子ども達がのびのびとスポーツができることを望む次第です。

二宮町に住んで

山西六〇〇番地　脇　洋子（33歳）

私がこの町に住むようになって、早や十年になろうとしています。空気が澄み、山と海に囲まれた温暖な気候は、この世の楽園のような気さえ致します。

昨年、私のような若葉者ですが、婦人会越地支部の方から「是非、お花を教えていただきたい」とのお声がかかり、半年間楽しくお稽古できましたことを、心よりうれしく思っています。お生花を通して、人の心の暖かさに触れたよう気がしました。二宮町は長寿の町です。町全体の公共の老人施設が出来ましたら、お花を活けながら、お年寄りの方々と心和む時間を持つことが、私の望みです。

社協

あなたも会員に

みんなで福祉の町づくり

二宮町社会福祉協議会（柳川賢二会長・通称「社協」）は「みんなの福祉の町」をスローガンに、二宮町の地域福祉の増進を目的に設置されています。

社協は民間の福祉団体で、現在二百数十名の会員がおります。しかし理想は全町民が会員となることであり、会員獲得にいろいろ手を尽しています。

活動は、年末たすけあいの慰問や障害者、ねたきり老人、ひとり暮し老人などへの援護、各種ボランティア活動、その他いろいろな面で地域福祉の向上に努力を重ねています。

また、その活動の財源としては、会員となって納めていただく会費が大きなウエイトを占めています。

「みんなの福祉の町」が一日も早く実現できますよう〝あなたも会員〟になってみませんか。また、従来から入会していただいた方で、まだ更新の手続きをされていない方もぜひ引続き入会してください。

会費は一般会員が年額二〇〇円、賛助会員は年額一五〇〇円です。

お問い合せ、入会手続きは福祉課内の社協事務局（電話71－三三一一）へ。

日赤社資に二三四万円！

去る五月、全国的に展開された「赤十字社員増強運動」も、〝あなたとともに赤十字〟のキャッチフレーズでみなさんのご理解が得られ、多大の成果をあげることができました。

赤十字は、人道と博愛の精神を基調とし、明るい住みよい平和な社会を築くために活動しています。その活動は、金銭を拠出して赤十字事業を支援する社員と、余裕ある時間と労力、能力を人のため、社会のために奉仕する多数の奉仕者によって支えられています。

今年の当町の目標額は、一三〇万七〇〇〇円でしたが、みなさんからは二三四万六五五八円と、目標を大きく上回る好成績でした。

これも、ひとえにみなさんの赤十字への深いご理解と、赤十字を通じて数々の人道的な事業に参加するあたたかいご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

消火器購入は慎重に

ちょっとした不注意から発生する火災。この火災で毎年多くの命と財産が失われています。そして、マスコミは毎日のようにこのニュースを流しています。

このようなことから、みなさんの中に防火意識が浸透し、いろいろな自衛策を講じている家庭も多いようです。しかし、そこをねらった消火器の訪問販売などが増え、トラブルも発生しているようです。

現在、消火器の設置と五年ごとの検査（詰め替え）が義務付けられているのは会社や工場など、いわゆる防火対象物となっている所です。一般の家庭は設置も検査も義務付けはありません。が、万一に備え、常備しておくことは好ましいことです。

このようなことから、消火器の購入や詰め替えをしたいと思っている方も多々あるようです。しかし、その場合業者がわからず困っているという話も耳にします。

消防署では、少くとも一家庭に一個の消火器を設置してほしい。また、販売や詰め替えの業者がわからなかったり、防火に対する心配ごとなどは相談に応じますので、ご遠慮なく連絡してくださいと話しています。

電話は72－〇〇一五です。

保険証はあなたの大切な証書

保険証は二年毎に切り替えです。

今年度は昭和五十七年一月一日に切り替えを行います。以後古い保険証は使えませんので、住民課保険年金係へお返しください。また、なくした場合や記載事項に変更があった場合もすぐに届け出てください。

返還や届け出の手続きを怠ると、あなた自身、思わぬ損害を受けることになります。

保険証の手続をしてますか

保険証は、正しくは国民健康保険被保険者証といい、国保に加入すると、一世帯に一枚ずつ交付されます。

保険証は、国保の被保険者であるという証明書であり、同時に加入者の権利を保証し、数十万、数百万円のサービスを生む大切な証書です。

保険証なしでお医者さんにかかると医療費は全額自費となります。

ご注意ください。

保険証の手続きが変更

銃刀法の一部改正により、「経験者講習会」が新設され、昭和五十六年九月一日以降、所持許可の更新等を受けようとする方から適用されます。

他人に貸したり、借りたり、治療が終った後病院に預けっぱなしにしたりしてはいけません。また、不正に使用すれば罰せられます。

みんなの心がこもった保険証ですので大切に取り扱いましょう。

猟銃等の更新手続きが変更

○経験者講習会

この講習会は、現在、許可を受けて猟銃または空気銃を所持している方を対象とします。

○受講対象者

①今年九月一日以降、猟銃等の更新を受ける方

②新たに、猟銃等の許可を受ける方で、「講習修了証明書」が交付の日から三年を経過している方

○受講方法

①更新等の事前に必ず受講してください。

②講習会は県下を六ブロックに区分し、月に五～六回実施されますが、当地区は、厚木、平塚、小田原の会場が予定されています。

○申込方法

①印鑑と写真（二枚）

②手数料（三〇〇〇円）は収入証紙で当日会場納付

○申込み・問合せ

大磯警察署防犯課（電話72－〇〇一一）

富士見が丘にポストを設置

富士見が丘の生田クリーニング店前（第二児童遊園地角）に郵便差出箱（ポスト）が設置されました。

これは、地元のみなさんからの要望で郵便局が設置したもので、すでに三月から使用されています。ご利用ください。

また、切手等の販売は生田クリーニング店でも行っています。

なお、ポストの収集コースはつぎのとおりです。

二宮局→長田商店→秋沢肉店→宮戸釣具店→江川酒店→小沢八百屋→小沢タバコ店→宮戸酒店→松本工務店→駅南口→駅北口→秋山酒店→八向ストアー→神保八百屋→生田クリーニング店→近藤商店

二宮局→日本観光専門学校→大磯町内

二宮局出発時間は

平日　七時五分、十二時五分、十五時五十分

休日　七時五分、十時四十分で、一廻り約四十分です。

おしらせ

善意

二宮町書意銀行へ
金五三八六円　長樹会

二宮町図書館へ
現代生物科学（全二四冊）　山野覚さん
梅沢　梅沢はじめてのおつかい（全四冊）　松本美由紀さん
とっかえっよ　小田原市小竹

相沢るり子さん
川柳きやり（全二冊）
百合が丘　箱守賢次さん

新着図書

イメージの博物誌（全八冊）　矢島文夫訳
ショーペンハウアー全集（全二四巻　別巻一）　生松敬三他訳
チューホフの仕事部屋　池田健太郎
ノストラダムスの予言に対する反論＝人類滅亡の危機を救う道＝　安原修
ドストエフスキーと西欧文学　川崎淡他訳
明日に生きる民話　日本民話の会
思い出トランプ　向田邦子
庄野英二全集（全一一巻）　庄野英二
窓きわのトットちゃん　黒柳徹子
読書感想文の書きかた　松尾弥太郎
その他
青少年読書感想文課題図書（小・中学生用、高校生用）

住民結核健康診断

八月三日から町内の各地区で、住民結核健康診断ハレントゲン間接撮影）を実施します。

検診の結果、精密検査を要する方には通知書をしますが、異状のない方には連絡しません。なお、受診票の紛失や忘れた方は会場で受付けへ申し出てください。

役場人事

△異動▽七月一日付

総務課庶務係長・宮戸邦夫、福祉課児童福祉係長・古谷一夫、福祉課社会福祉センター係長・小沢祥三、経済課農政係長・小沢一夫、企画課主事・柏木博、税務課主事・宮川啓子、住民課主事・浜田敬子、経済課主事・茅沼義文、消防署主事・熊山章子、議会事務局主事・野崎和子

△昇格▽七月一日付

福祉課社会福祉係長・桐生芳江

△採用▽七月一日付

福祉課主事補・井上誠一

いずれも新職名です。

原稿募集

〝親から子へ語り継ぐ平和への記録〟

県では、ご遺族のみなさんの戦中戦後にわたる貴重な体験を記録集としてまとめ、出版し、次代に平和の尊さを語り継いでいきますぜひ原稿をお寄せください。

内容は、肉親を戦争で失った遺族の苦難の生活、悲しみなどを父母や妻、子としての立場から記録としてまとめたもの、あるいは深い心情を述べたもので、手記、詩、短歌、なんでも結構です。

申込みは八月三十一日までに原稿用紙一〇枚以内にまとめ、神奈川県遺族会・〒二三三　横浜市港南区大久保一－八－一〇、電話〇四五－842－四二四三へお送りください。

優良運転者は申し出を

条件

①十五年以上または二十年以上運転歴をもつ。

②過去十五年以内、無事故、無違反である。

③常に自動車を運転しかつ大磯地区交通安全協会員であるもちもの

①運転免許証　②印鑑

③手数料（六〇〇円）

申込先　大磯地区交通安全協会（☎73－三三五〇）

申込期限　七月二十五日

震災対策講座

問合せ　町教育委員会

大規模地震に備え、物心両面から万一の時でも、落ついて行動できるようふだんから心掛けましょう。

日程

八月一日　映画、体験談、八日　家屋や家具等の補強、二十二日　非常時の準備（火、水、衣類、食品、薬品等）、二十九日　避難と情報　いずれも土曜

日、九時三十分～十一時三十分

ところ　社会福祉センター

対象　一般成人

定員　四〇名（全回出席できる方）

申込み　町教育委員会（定員になりしだい締切り）

その他　当日は採記用具をご持参ください。

就学前の教育相談

町教育委員会では、来年度小学校へ入学するお子さんで、心身に障害のあるお子さんの教育相談を行います。

とき　七月十日～八月十日

ところ　町教育委員会

対象　五十年四月二日～五十一年四月一日生まれのお子さん

問合せ　町教育委員会

対象者　十六歳以上の一般住民に七月下旬以降、受診票を送付（当日持参します

日程、会場　「住民結核健康診断のお知らせ」で連絡します。

編集室

○本紙六月号四面の「就園奨励金を支給」の記事中、②の所得割課税は所得割課税が非課税の誤り、また四～五歳児に補助で、対象者は町内とありますが町内・外の誤りです。お記びして訂正します。

○企画課員として六年間広報の取材、編集等に全力投球してくれた茅沼義文がこのたび異動で、経済課に配置がえとなりました。

長い間、ほんとうにごくろうさまでした。

新天地での活躍を期待します。

○この広報は、七月九日企画課を発送しました。

○「広報にのみや」への意見は企画課へお寄せください。

今月の納期

国民年金保険料　第2期分
7月25日まで
国民健康保険税　第2期分
固定資産税
7月31日まで

町の人口（人口統計より）

	6月1日現在	前月との比較
人口総数	27,648人	＋50人
男	13,646人	＋24人
女	14,002人	＋26人
世帯数	7,788世帯	＋10世帯